

令和6年度 第1回 東松山市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和6年8月23日(金)		開 会	午後1時30分		
			閉 会	午後2時30分		
開催場所	全員協議会室					
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 埼玉県国民健康保険団体連合会理事長表彰の被表彰者への表彰状 交付 4 議 事 報告事項 (1) 令和5年度東松山市国民健康保険特別会計決算概要について (2) 令和6年度東松山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (案)について (3) その他 5 その他 6 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍 聴 者 数		0人	
委 員	会 長	島田 安三	出席	委 員	盧 勇	出席
	副会長	林 正治	出席	委 員	新井 稔明	出席
	委 員	椎名 和昭	出席	委 員	大塚 幟	欠席
	委 員	上 萬里子	出席	委 員	井上 辰憲	出席
	委 員	横田美代子	出席	委 員	笛木 久子	欠席
	委 員	倉本美奈子	出席	委 員	矢萩 義則	出席
	委 員	澤田 勘孝	出席	委 員	風間 千草	欠席
	委 員	須田 清美	出席			
事 務 局	健康福祉部長 田嶋 靖洋		健康福祉部次長 山口 勉			
	保険年金課長 柴崎 恭史		保険年金課副課長 小見 慶治			
	保険年金課主査 真鍋 修章		収税課長 長谷川宣子			

次 第	顛 末
1 開 会	<p>— 事務局開会宣言 —</p> <p>(本日の出席委員数は 12 名、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 3 項の規定による定足数に達しているため、会議が成立したことを報告)</p>
2 あいさつ	<p>— 島田会長あいさつ —</p>
3 表彰状交付	<p>(埼玉県国民健康保険団体連合会理事長表彰の被表彰者への表彰状交付)</p>
4 議 事	<p>小見副課長 本協議会の会議は、東松山市国民健康保険に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、以降の進行につきましても、島田会長にお願いいたします。</p> <p>島田会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 (会議録の署名委員について、上委員と須田委員を指名) (会議は公開するものとし、傍聴申込みの有無を事務局に確認)</p> <p>小見副課長 傍聴希望者はありません。</p> <p>島田会長 それでは、議事に入ります。 報告事項(1)令和 5 年度東松山市国民健康保険特別会計決算概要について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>小見副課長 — 資料 1 について説明 —</p> <p>島田会長 説明が終わりました。御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>— なし —</p> <p>島田会長 ないようでしたら、報告事項ですので、内容について御了承いただき、次に移らせていただきます。 報告事項(2)令和 6 年度東松山市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)(案)について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>小見副課長 — 資料 2 について説明 —</p>

島田会長	説明が終わりました。御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。
林副会長	資料 3 ページの一般会計繰入金について、出産育児一時金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に令和 5 年度は決算剰余金が発生したため、特別会計から一般会計に返還するとのことですが、少子化が進む中、令和 5 年度は見込みよりも出産件数が少なかったということでしょうか。
柴崎課長	令和 5 年度の当初予算では、出産件数 60 件まで対応できるよう、1 件あたりの支給額を 50 万円として計 3,000 万円の歳出予算を計上し、また、この経費の 3 分の 2 を一般会計から特別会計に繰り入れることとされているため、計 2,000 万円の歳入予算を出産育児一時金繰入金として計上し、一般会計から特別会計に繰り入れました。令和 5 年度の支給実績は 47 件で、当初予算で見込んだ 60 件よりは少なかったものの、そこまで極端に少ない実績ではなかったものと認識しております。
島田会長	<p>現在、日本では急速に少子化が進んでいて、1950 年代は出生数が 200 万人でしたが、今は 80 万人を切っている状況です。</p> <p>一点、確認を含めて質問します。資料 3 ページに、国民健康保険事業基金積立金として、令和 5 年度の剰余金から 2 億 5,000 万円を積み立てるとありますが、同じページに記載された年度末基金残高見込 648,324,593 円には、今回の積立額は反映されているのでしょうか。</p>
柴崎課長	資料に記載の年度末基金残高見込は、2 億 5,000 万円を積み増した後の額となっています。
島田会長	<p>ほかに、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>— なし —</p>
島田会長	<p>ないようでしたら、報告事項ですので、内容について御了承いただき、次に移らせていただきます。</p> <p>報告事項(3)その他について事務局から説明をお願いします。</p>
柴崎課長	— 資料 3 について説明 —

島田会長	説明が終わりました。御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。
椎名委員	資料「保険税水準の準統一について」のグラフでは、令和 9 年度に、市町村標準保険税率に市の税率が追い付くような形となっていますが、令和 9 年度には県が定める市町村標準保険税率まで市の税率が高くなるということでしょうか。
柴崎課長	グラフに記載の令和 9 年度における均等割額・所得割率は推計値のため、実際には増減があると考えられますが、令和 9 年度より、市は県が定める市町村標準保険税率どおりに税率を設定することとされています。
林副会長	<p>グラフに示された令和 9 年度の均等割額・所得割率は、変動の可能性がある推計値ということですが、令和 6 年度との比較で均等割額は約 4 万円、所得割率は 3.5%ポイントの増となっていて、被保険者に対して、かなり負担が増大するイメージを与えてしまうのではないかと思います。</p> <p>県が定める市町村標準保険税率の均等割額が年々増額していることについては、被保険者数が年々減少していることなどが要因となっているのではと考えますが、分かれば教えてください。</p>
柴崎課長	均等割額の増額については、被保険者数が減少していることに対して、医療給付費が減っていないことから、一人あたりの医療給付費が増加していることが要因の一つとして考えられます。なお、現状、本市では、所得割による課税額と均等割による課税額の割合が全体で概ね 6 対 4 となっていますが、市町村標準保険税率の算定では、その割合が概ね 5 対 5 となりますので、今後の税率改正では、その割合に近づけていくこととなります。
島田会長	本協議会が平成 30 年度に税率について答申した際、保険税が上がっていくことはやむを得ない中で、「激変緩和の視点から、国民健康保険事業基金を上手く使っていきましょう」という趣旨の意見を付帯していますが、基金を使って令和 7 年度と令和 8 年度は激変緩和を図るとしても、保険税水準が準統一となる令和 9 年度は、基金を使って保険税率を引き下げることができなくなるため、令和 9 年度には急激に税率が上がるのではないかという懸念がありますが、どのように考えていますか。
柴崎課長	国民健康保険事業基金は、平成 30 年度末の時点で、残高が 20 億円あり

<p>島田会長</p>	<p>ました。以降、毎年度、県が定める標準的な保険税率を適用した場合の歳入と実際の保険税率による歳入との差を埋めるため、基金から歳入予算に繰入れを行い、決算後に余った部分を基金に戻すということを繰り返していますが、繰り入れた額よりも少ない額しか基金に戻せないため、毎年、基金の残高は目減りしています。平成30年度末時点で20億円あった残高は、令和6年度末時点では648,324,593円となる見込みで、現在の税率を維持した場合、計算上、令和7年度で基金をほぼ使い切ってしまう見込みとなります。令和9年度以降は基金を使って保険税率を下げることはできなくなるため、それまでの間、残高を上手く使って激変緩和を図り、令和9年度になって急激に税率が上がるということにならないようにと考えています。</p> <p>ほかに、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>— なし —</p> <p>ないようでしたら、報告事項ですので、内容について御了承願います。本日の議事については、以上でございますが、これまでの内容について、改めて確認したい事項や御意見などはございますか。</p> <p>— なし —</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして、全ての議事を終了し、議長の役を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
<p>5 その他</p> <p>小見副課長</p> <p>椎名委員</p> <p>柴崎課長</p>	<p>— 今後の予定について事務連絡 —</p> <p>昨年の会議で提案した特定健診における商工会との連携について、会員向けの健診日を設けていただき、ありがとうございました。こちらの健診日は、家族でも申込みできるのでしょうか。</p> <p>また、一点確認ですが、保険証について、12月からマイナ保険証が基本となりますが、マイナンバーカードの保険証の利用登録を行っていない場合、どうなるのかについて、教えてください。</p> <p>商工会会員向けの健診日は、国民健康保険の加入者であれば会員の家族</p>

	<p>の方も申込みできます。</p> <p>また、保険証につきましては、国民健康保険の加入者には、先月中に、令和7年7月31日が有効期限の保険証を送っており、12月以降も、その保険証は使用できます。12月2日以降、国民健康保険に加入した方には、従来型の保険証は発行されませんが、その代わりに「資格確認書」という保険証と似た形のカードが発行され、保険証と同じように受診することができます。なお、マイナ保険証をお持ちでない方には、今の保険証が有効期限を迎える前に資格確認書が送付されますので、ご安心いただきたいと思います。</p>
<p>6 閉 会</p>	<p>— 林副会長あいさつ —</p> <p>— 事務局閉会宣言 —</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和6年9月6日</p> <p>署名委員 <u>上 萬里子</u></p> <p>署名委員 <u>須田 清美</u></p>	